

「丹家雛子（たんけ ひなこ）賞」交付規定

第一章 総 則

（目 的）

第1条 本規定は関西医科大学医学部同窓会10回生（大阪女子高等医学専門学校昭和16年卒業）丹家雛子殿が 医学・医療・福祉振興のため寄贈された高額の浄財を基金として学術研究振興及び医学生に学資の一部を貸与し学業の継続を援助し もって将来有為の人材の育成に資することを目的として交付するために定めた規定である

（財 源）

第2条 本賞の財源としては 基金と基金の果実をもってあてる

（交付対象・交付金）

第3条 前条の財源による助成は 丹家雛子賞、丹家雛子医療奨励賞及び丹家雛子交付奨学金と称する

2. 丹家雛子賞は 優秀な研究業績を期待される若手の個人または団体を対象として年間2件（臨床医学部門1件と基礎・社会医学部門1件）以内1件100万円を交付する
3. 丹家雛子医療奨励賞は 医学・看護学等の教育・研究のみならず 大学または病院の運営に従事し その成果をあげている個人または団体を対象として年間2件以内1件50万円を交付する
4. 丹家雛子交付奨学金は 学業成績及び人物性行が良好である関西医科大学（以下本学と略す）在学5学年学生の内、卒業後本学に在籍することを約する者を対象に 学資の一部として年間2件以内1件50万円を交付する

第二章 交 付 手 続

（交付申込）

第4条 本賞の交付を希望する者は 一般財団法人加多乃会所定の申込書に必要事項を記入し 第3条2. 3は毎年3月31日迄に また第3条4は4月10日までに一般財団法人加多乃会事務室に提出する

2. 第3条2は 主要論文1編及び関連論文2編以内を必要とする
3. 第3条3は 推薦者2名の推薦を必要とする
4. 第3条4は 本学学生部長の推薦を必要とする

第三章 審 査

（審査員の構成）

第5条 審査員は一般財団法人加多乃会代表理事 加多乃会理事会で定めた丹家雛子賞審査員1名 学術担当理事7名 医学部同窓会会長及び関西医科大学学長 以上11名の審査員をもって構成する

（審査会の開催）

第6条 毎年4月に審査会を開催し おのおの応募課題について審査を行う

（審査会の成立）

第7条 審査会は審査員の3分の2以上の出席をもって成立する

（審査会の議長）

第8条 議長は審査会に出席した審査員の過半数の決定により定める

(審査会の議決)

第9条 議決は出席審査員の投票により決定する。ただしやむをえない事情により欠席する委員はその欠席理由を明らかにし、郵送による投票をすることができる。

第四章 交付後の管理

(交付金の使途ならびに研究成果の報告)

第10条 第3条2の交付を受けた者は、研究成果の概要を原則として交付年度の一般財団法人加多乃会が指定する会席上にて報告する。所定の実績報告書は交付翌年の5月末日までに一般財団法人加多乃会事務室に提出しなければならない。

2. 第3条3の交付を受けた者は、その概要を原則として交付年度の一般財団法人加多乃会が指定する会席上にて報告する。所定の実績報告書は受賞後2ヵ月以内に一般財団法人加多乃会事務室に提出しなければならない。

3. 第3条4の交付を受けた者は、卒業後5年以上本学に在籍しなければならない。ただし育児・介護等やむをえない事由が生じたときにはその運用を考慮することができる。

(交付金、交付奨学金の返還)

第11条 前条の義務を怠った時は、交付金または交付奨学金を返還しなければならない。

第五章 その他

(本規定の変更)

第12条 本規定の変更は理事会で理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

付 則 本規定は平成20年2月2日から施行する。

一部改正 平成20年12月 6日

一部改正 平成21年12月 5日

一部改正 平成22年 4月 3日

一部改正 平成25年12月 7日

一部改正 平成26年12月 6日

一部改正 令和 4年12月 3日